

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月 2日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

氏名 宍粟市長 福元 晶三

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0790-63-3128

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	波賀中央浄化センター
事業場の所在地	兵庫県宍粟市波賀町安賀87番地2
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3631 下水道処理施設維持管理業
②事業の規模	処理水量 297,233m ³ /年（令和元年度実績）
③従業員数	430人（令和2年4月時点・病院関係除く）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	汚水流入 → 破碎→スクリーン設備 → オキシデーションディッヂ (水処理槽) → 最終沈殿池 → 減菌設備 → 処理水(河川放流) ↓ 濃縮汚泥槽 → 汚泥貯留槽 → 汚泥脱水(スクリュープレス式脱水機) → 脱水汚泥 → 搬出(収集運搬及び処分委託) → 有機肥料 収集運搬及び処分(委託) : クリーン発酵(株)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和元年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	排出量	2502 t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	排出量	2600 t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 該当なし

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和元 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和元 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	2502 t	t
	(これまでに実施した取組) • 含水率の測定・把握、凝集剤の適合選定による含水率の低減 (脱水汚泥量の削減) • 脱水機運転方法の確認 • 維持管理業者への監督、指導		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	2600 t	t
	(今後実施する予定の取組) • 脱水作業効率向上施策、含水率の低減施策の研究・検討・実施 • 汚泥脱水設備の運転方法の確立とマニュアル化		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和元 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	t
①現状	(これまでに実施した取組) なし		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	t
②計画	(今後実施する予定の取組) なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和元 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥	
	全処理委託量	147 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	147 t	t
①現状	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・水密性を保つコンテナ積載車による安全・確実な収集・運搬をするための慎重な業者選定、委託を推進。 ・排出廃棄物を資源としてリサイクル活用できる処理方法とし、当該処理方法に該当する慎重な業者選定、委託を推進。 ・産業廃棄物処分場現地視察の実施（毎年） 		

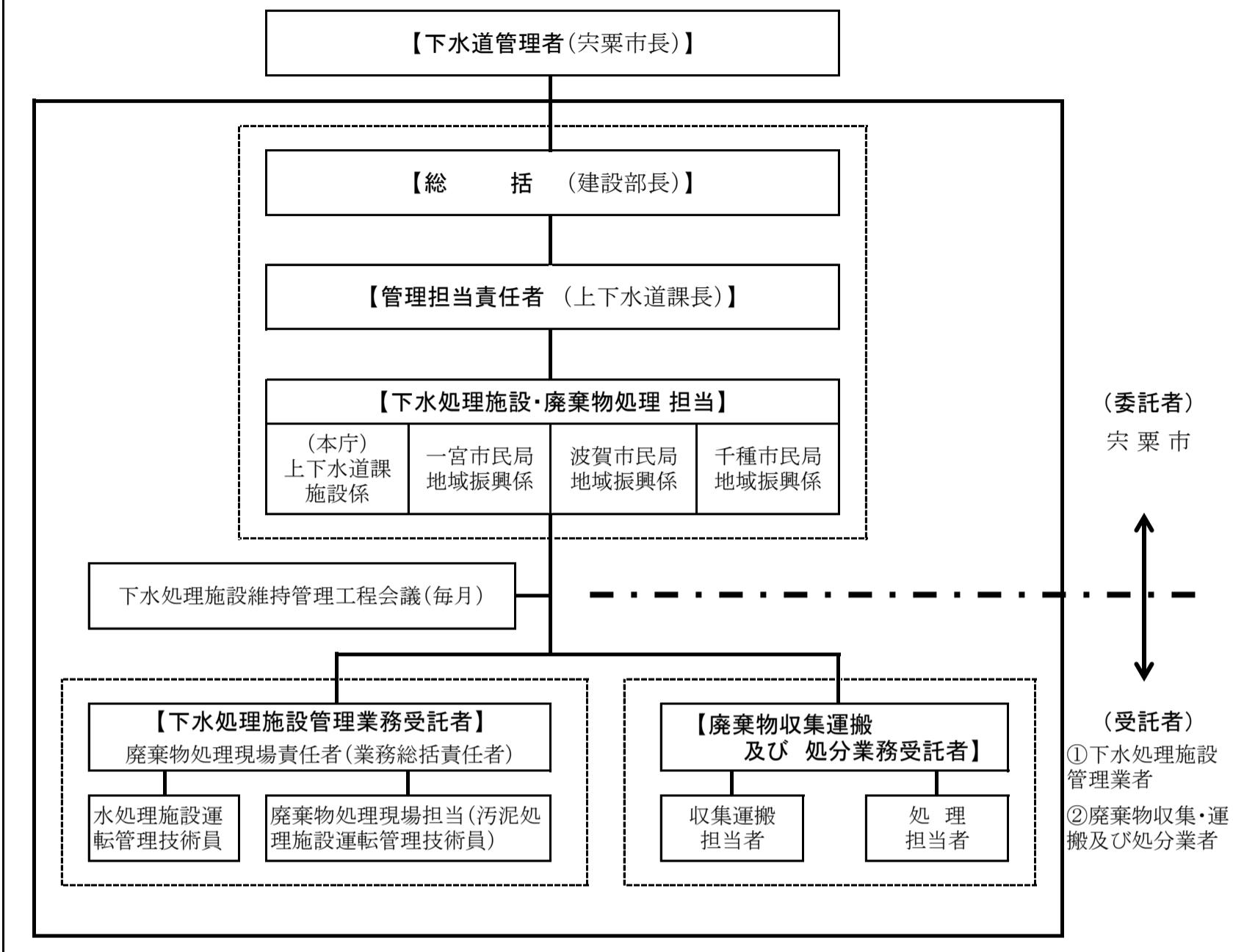
(第5面)

【目標】		
	産業廃棄物の種類	0200 汚泥
	全処理委託量	190 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	190 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
<p>②計画</p> <p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、水密性を保つコンテナ積載車による安全・確実な収集・運搬並びに排出廃棄物を資源とするリサイクルを推進、該当処理業者を選定し、委託・排出をしていく。 ・産業廃棄物処分場現地視察の実施を継続（毎年） 		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(下水処理施設及び廃棄物管理体制図)



(分担)

下水処理施設・廃棄物管理総括 (本 庁)建設部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水処理施設管理及び廃棄物管理・処理方針、計画の策定 ○ 廃棄物管理・処理に関する各種事項の決定、承認 ○ 下水処理施設管理委託業者、産業廃棄物処理委託業者の調査・選定
下水処理施設・廃棄物管理担当 (本庁)上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水処理施設・廃棄物管理に関する各種事項の検討・協議 ○ 下水処理施設管理(水処理設備の効率的な運転管理等)と廃棄物管理[発生抑制、中間処理(脱水)の適正処理の推進、計画的廃棄物の管理]実施項目の検討・協議 ○ 各市民局との連絡・報告及び連携
下水処理施設・廃棄物処理 現場担当 (本庁)施設係 (各市民局)地域振興係	<ul style="list-style-type: none"> ○ 委託業者による管理及び処理状況の把握と改善策の検討 ○ 産業廃棄物管理票の交付・管理 ○ 監督官庁への各種報告 ○ 受託者との連携、受託者に対する指導・教育・啓発 ○ 各係現場担当者間の連携

下水処理施設維持管理業務受託者 (民間業者)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 下水処理施設維持管理及び廃棄物管理・処理作業計画の策定 ○ 維持管理状況の的確な把握(水処理・汚泥処理設備及び中継ポンプ設備の状態) ○ 産業廃棄物の発生抑制改善策等の提案と管理・処理及び排出状況の確認 ○ 各担当技術員の監督並びに指導 ○ 委託者への業務遂行に係る連絡・報告
廃棄物収集運搬及び処分業務受託者 (民間業者)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 収集・運搬の安全確保 ○ 安定したリサイクル処理 ○ 再利用製品の品質確保 ○ 委託者への業務遂行に係る連絡・報告